

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 14555（大阪厚生年金事案 13701 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立期間①、③、④及び⑥のうち、昭和48年1月1日から同年10月1日までの期間、60年4月1日から61年7月1日までの期間、同年10月1日から62年7月1日までの期間、平成5年10月1日から6年2月1日までの期間、9年10月1日から14年7月1日までの期間、15年10月1日から16年3月31日までの期間、同年4月1日から同年9月1日までの期間、17年9月1日から20年4月1日までの期間及び21年9月1日から22年4月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間①、③、④及び⑥のうち、昭和48年10月1日から49年1月1日までの期間、61年7月1日から同年10月1日までの期間、62年7月1日から平成5年10月1日までの期間、6年2月1日から9年10月1日までの期間、14年7月1日から15年10月1日までの期間、16年9月1日から17年9月1日までの期間及び20年4月1日から21年9月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間⑤について、申立人の厚生年金保険被保険者に係る記録を訂正する必要は認められない。

加えて、申立期間⑦について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から49年1月1日まで
② 昭和60年1月1日から同年4月1日まで
③ 昭和60年4月1日から平成5年1月1日まで
④ 平成5年1月1日から16年3月31日まで
⑤ 平成16年3月31日から同年4月1日まで
⑥ 平成16年4月1日から22年4月1日まで

⑦ 平成22年4月1日から23年11月30日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間の標準報酬月額が当時の収入額に比べて低く記録されており、また、昭和60年2月1日から同年3月31日までの厚生年金保険の加入記録が無いとして、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時。以下「大阪委員会」という。）に記録の訂正を申し立てたが、私の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことなどにより、記録の訂正は認められなかった。

しかし、提出した資料で記録の訂正が認められないのはおかしいので、申立期間①、③、④、⑥及び⑦について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②は、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。さらに、申立期間⑤は、A社C支店で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①から⑥までについては、初回の申立日又は今回の再申立日において、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、申立期間⑦については、初回の申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法を適用する。

また、厚生年金特例法において、i) 厚生年金保険被保険者期間の訂正に係る申立てについては、申立期間に係る勤務の事実及び当該勤務期間に係る厚生年金保険料控除の事実が認められること、ii) 標準報酬月額の訂正に係る申立てについては、申立人が主張する報酬月額が支給された事実及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料控除の事実が認められ、これらがオンライン記録を上回っていることが記録訂正の要件となる。

なお、年金記録確認第三者委員会は、申立人が主張する厚生年金保険加入期間（標準報酬月額等を含む。）とオンライン記録における厚生年金保険被保険者記録（標準報酬月額等を含む。）について調査審議し、記録の訂正が認められるか否かを判断しているところ、申立人が主張する厚生年金保

除加入期間において報酬月額が支給された事実及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料控除の事実と被保険者記録が一致する場合は、記録の訂正を行う必要は認められない。

- 2 申立期間①について、i) B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得時（昭和48年1月）の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 同社は、「資格取得月である昭和48年1月の厚生年金保険料は、標準報酬決定通知書に記載の標準報酬月額に基づき控除したと思われる。資格取得月の翌月以後は資料が無いため、保険料控除の状況は不明である。」と回答していること、iii) 申立人と同日の昭和48年1月1日にA社D支社で資格を取得している同僚34人の当該期間の標準報酬月額は、多くの者が申立人と同額であり、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られない上、申立人が氏名を記憶している同僚及び連絡先の判明した当時の従業員に照会し19人から回答を得たが、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる陳述は無かったことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「年金番号が一本化されたときに記録が削除された。」旨主張しているが、オンライン記録によると、申立期間①だけでなく、申立人の年金記録が統合された平成5年までの申立人の厚生年金保険に係る加入記録は、全て申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に統合されており、当該統合により申立期間当時の標準報酬月額が低く記録され、又は申立人の年金記録が統合されずに削除されるなど不自然な点は見当たらない上、B社等に照会したが、申立人が主張する年金記録の削除をうかがわせる回答は得られなかった。

また、申立人は、「自身の年金記録が統合されたのは、平成10年頃である。5年の氏名変更手続は知らない。」旨主張しているが、申立人の厚生年金保険被保険者証には、平成5年に統合された旨の記載が確認できるほか、当該統合の時期について、申立人の主張どおりであることがうかがえる関連資料及び周辺事情は無い上、仮に申立人の主張どおりの統合時期であったとしても、当該統合処理及び氏名変更処理の結果が、現在の申立人の年金記録に影響を及ぼすとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①当時の複数の上司等の氏名を挙げているところ、当該上司等に照会したが、申立人の報酬月額及び給与からの保険料控除額に係る陳述は得られなかった。

なお、申立期間①のうち、昭和48年10月1日から49年1月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額とオンライン記録は一致

している。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②のうち、昭和60年2月1日から同年3月31日までの期間について、B社から提出された人事記録により、申立人が当該期間も継続してA社D支社に勤務していたことが確認できるものの、i) B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日はオンライン記録と一致する60年4月1日と記載されており、同社は、「申立人を採用してから60年3月31日までは試用期間である。当時、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかったと思われる。」と回答していること、ii) 当時、A社D支社で被保険者であった複数の者も、試用期間中は厚生年金保険に加入せず、給与から保険料が控除されることはなかったと陳述していること、iii) B社が加入しているE健康保険組合に記録されている申立人の資格取得日も、オンライン記録の資格取得日と一致していることなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の始期を昭和60年2月1日から同年1月1日に、終期を同年3月31日から同年4月1日に変更した上で、新たな資料として、「雇用保険資料」及び「F職社員情報」と称する資料を提出しており、試用期間は無かったと主張している。

しかしながら、当該資料を見ても申立人が申立期間②のうち、昭和60年1月16日から同年3月31日までは、A社D支社に勤務していたことは確認できるが、申立期間②に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる記載は見当たらない。

また、申立人は申立期間②当時の上司の氏名を挙げているが、当該上司から申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、i) B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の資格取得時（昭和60年4月）の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額

と一致していること、ii) 同社は、「資格取得月である昭和 60 年 4 月の厚生年金保険料は、標準報酬決定通知書に記載の標準報酬月額に基づき控除したと思われる。資格取得月の翌月以後は、資料が無いため、保険料控除の状況は不明である。」と回答していること、iii) 申立人の資格取得日の前後各 6 か月の間に A 社 D 支社で資格を取得している者 51 人の資格取得時の標準報酬月額は、多くの者が申立人と同額であり、申立人の標準報酬月額に不自然な点は見られない上、連絡先の判明した当時の従業員に照会し 21 人から回答を得たが、申立人主張の標準報酬月額に見合う保険料控除をうかがわせる陳述は無かったことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成 25 年 1 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、「G 史」と称する資料を提出し、申立期間当時の上司の氏名を挙げているが、当該資料を見ても、申立期間に申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる記載は見当たらない上、当該上司からも、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかったほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間③のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 62 年 7 月 1 日から平成 5 年 1 月 1 日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間④及び⑥について、i) B 社が作成し管理している申立人の厚生年金保険履歴を見ると、当該期間の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していること、ii) 同社は申立人の厚生年金保険履歴で確認できる標準報酬月額に基づき保険料を控除したと思われるとしていたところ、賃金台帳が保管されている平成 14 年以後の期間については、申立人の厚生年金保険料控除額及び給与額のそれぞれに基づく標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合しているか、又はオンライン記録の標準報酬月額よりも低くなることを確認できること、iii) H 市に記録されている申立人の 5 年から 22 年までの社会保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合していること、iv) 申立人提出の 12 年分から 22 年分までの所得税の確定申告書

の写しに記載されている社会保険料控除額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「記録が訂正されないのはおかしい。」旨主張しているが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる新たな資料等の提出は無く、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立期間④のうち、平成5年1月1日から同年10月1日までの期間、6年2月1日から9年10月1日までの期間及び14年7月1日から15年10月1日までの期間並びに申立期間⑥のうち、16年9月1日から17年9月1日までの期間及び20年4月1日から21年9月1日までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 6 申立期間⑤について、申立人は、「厚生年金保険の資格喪失日が平成16年3月31日であると、年金額が一か月分少なくなるので資格喪失日を同年4月1日に変更してほしい。」旨主張している。

しかし、オンライン記録及びB社から提出された一括適用通知書によると、申立人はA社I事業所において、平成16年3月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社において、同日付けで被保険者資格を取得しているところ、当該処理は被保険者の退職又は就職によるものではなく、厚生年金保険の事業所一括適用に係る事務処理であることが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条第1項により、平成16年3月分はオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間とされていることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 7 申立期間⑦について、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることが、申立人から提出された給与明細表、B社から提出された賃金台帳等により確認でき、ほかに申立人主張の標準報酬月額に見合う給与支払の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に大阪委員会の決定に基づき、平成25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要

ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「記録が訂正されないのはおかしい。」旨主張しているが、前述のとおり、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる期間の給与額は、申立人から提出された給与明細表、B社から提出された賃金台帳等により、オンライン記録の標準報酬月額と符合していることが確認されており、ほかに申立人主張の標準報酬月額に見合う給与支払の事実を確認できる新たな資料の提出は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 8 なお、申立人は、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び⑦について、オンライン記録の標準報酬月額は、自身の年金額の計算の基礎となっていない旨を主張していることから、当該主張について日本年金機構に照会したところ、同機構は、「当該オンライン記録の厚生年金保険被保険者期間及び標準報酬月額は、申立人の年金額計算の基礎となっている。」旨回答している。